

大阪・泉南地域の石綿被害実態と石綿公害問題の検証

—元経営者・元労働者・被害者家族への聞き取りを中心に—

●澤田 慎一郎

はじめに

2005年6月、兵庫県尼崎のクボタ旧神崎工場周辺で一般住民に石綿被害が発生していることが毎日新聞の報道をきっかけに明らかにされた。いわゆる「クボタショック」である。石綿被害の報道が過熱していく中、2006年3月27日には石綿救済法^{*1}が施行され、一面においては被害者救済に関して国は迅速な対応をした。一方で石綿被害に対する国や企業の責任を司法の場において明らかにする動きも活発化し、現在に至ってもその傾向は衰えないばかりか増加傾向にある。

本研究の対象地域である大阪・泉南地域^{*2}は明治時代に石綿を原料とした石綿紡織業が興り、戦前には十数の石綿紡織工場によって日本でも有数の石綿紡織産業地帯が形成されていた。2006年5月には泉南地域の石綿被害者たちが国に損害賠償を求めて大阪地裁に提訴した。この裁判は今年秋には結審を迎え、来年春には判決が下される予定となっている。

クボタショック以降、集団提訴によって国に損害賠

償を求めている裁判は、大阪・泉南地域、兵庫県尼崎、東京・神奈川・千葉を中心とした首都圏の被害者たちによる三つの地域に大別することができる。

本研究の目的を高木基金助成申請時には、石綿関連工場が廃業している泉南地域の被害実態を明らかにすることによって石綿救済法における補償体制の不備から生じる被害補償の問題を解決する糸口としたい、とされていた。振り返ると、いささか漠然としすぎていたと思う。問題設定の総括はひとまず置いておき、以下において本研究の成果を述べる。

大阪・泉南地域と石綿被害

前述したように、大阪・泉南地域では明治時代から石綿紡織業が興った。生産された石綿原料の糸や布が戦前には日本の軍事部門を支える役割を担っていた。日本の敗戦によって石綿の輸入は中断され、日本の石綿産業も一時、停滞する。戦後まもなく輸入が再開されたことにより、泉南の石綿産業も復興を遂げる。戦後は、戦前から操業をしていた工場の一部の他に、日本の経済成長と比例する形で新たに石綿紡織工場が操業をはじめた。自動車や鉄道などのブレーキ部品、鉄道や船舶などのエンジン部分周辺における断熱・絶縁材を中心に石綿糸・布が使用された。一説によれば、



泉南地域の旧石綿工場群

■澤田 慎一郎

1987年、東京都北区生まれ。2008年3月、京都精華大学人文学部環境社会学科卒業。現在、全日本建設交通一般労働組合関西支部労災職業病担当および、大阪・泉南地域のアスベスト国賠償訴訟を勝たせる会事務局。



●助成研究テーマ

大阪・泉南地域の石綿被害実態と石綿公害問題の検証

●助成金額

2008年度 10万円

*1 正式名称は、「石綿による健康被害の救済に関する法律」。

*2 本報告においては泉南市・阪南市を中心とする。

石綿関連製品は3000種類にも及ぶとされている*3。

泉南地域の石綿紡織工場群の特徴は小・零細規模の工場が多かったことである。例外的に100名以上の労働者を抱える工場が一社だけあったが、次に規模の大きな工場でも従業員50名程度であり、多くの工場では十数人規模であった。全盛期であったと予想される60年代後半には70カ所の石綿紡織工場があり、下請け・孫請けの作業所などを含めると約200カ所の石綿紡織関連工場・作業所があったとされている。しかし、70年代前半から石綿の人体への有害性の認識が国際的に確立されるとともに、労働法規が整備されると工場の廃業も目立ってくる。90年代前半の段階では多くの工場が廃業しており、2006年には泉南地域で唯一の石綿紡織工場も廃業した。

石綿紡織の工程を大まかに分類すると、①石綿・タルク・人絹など、糸の原材料を混ぜ合わせる混綿工程、②混綿した原料さらにバランス良く調合する梳棉^{そめん}工程、③梳棉工程でできた篠糸に撚りをかけて一本の糸にする精紡工程、④精紡工程でできた糸をさらに数本まとめて撚りをかける撚糸工程、に分けることができる。ここまでの工程で基本的な糸は完成し、その後の工程は用途などによって分かれてくる。これら一連の作業はすべて機械が使われる。しかし、混綿工程では袋から石綿を取り出して調合機に投入する作業、各工程間は前段工程でできた製品を各工程部門の労働者によって機械にセットしなければならないなど労働者が直接、石綿に触れた。むろん、各工程の機械が動いていれば石綿繊維は飛散し、工場内に滞留することになる。元労働者の話では、数メートル先の人の顔が見えないほど石綿粉じんが飛散している状態もあったという。

石綿は鉍物性の微細な繊維である。それを体内に吸引することによって肺の気管支や肺胞を刺激して炎症を起こす。そのことが肺の繊維化、増殖性変化を促し持続的に呼吸機能を低下させていく。じん肺の一種である石綿肺と呼ばれる疾患がそれである。また、肺がんや同じくがんの一種である中皮腫なども石綿暴露に起因する疾患である。その他、医学的分類ができる疾患の多くが肺機能に異常をきたす病気である。

泉南地域の被害救済・補償は、多くが労災補償と石綿救済法によって担われている*4。また、前述した国

に被害発生と拡大の責任を明らかにして損害の賠償を求める裁判が係争中である。さらに加害企業の一つである三菱マテリアル建材は、損害賠償請求をしていた二十数名の被害者に対して補償金の支払いをした。泉南地域では新たに損害賠償請求をしている二十数名が三菱マテリアル建材との協議に入る予定となっている。

調査方法

泉南地域の石綿紡織工場の元経営者と労働者、その家族あるいは遺族に聞き取り調査をした。調査対象者のほとんどは泉南市と阪南市に在住。一部に岸和田市と和歌山県、島根県隠岐島西ノ島町に在住の方にも聞き取りをした。

聞き取り調査から

①大阪・泉南地域

泉南地域においては18の方に聞き取り調査をすることができた。石綿関連作業従事者が11名（経営者5名も含む）、遺族が7名である。聞き取りの中で多く聞いたことは、石綿関連工場労働時の元同僚が「肺の病気」で亡くなっているということであった。もちろんそれらが医学的に、石綿が原因であるという根拠はないが、生きている患者さんの多くは自らの被害を自覚するうちに元同僚や知人の死も石綿ではなかったのではないかと感じているのではないだろうか。

聞き取り調査では石綿関連工場の元経営者たちへもインタビューができた。彼らが経営していた工場は従業員十数名の小規模工場であった。インタビューをしたすべての元経営者が雇っている現場作業員と同じように作業をしていた。中には、一般労働者以上に経営者自身が働いていた工場もある。言うまでもなく、それが人件費の削減につながるからである。

また、何人かは自宅と工場が隣接した形であり、家族ぐるみで現場作業に従事している。さらに、一つの工場内のみに限定された形で親族関係が深かったわけではない。親や兄弟が同時期に、別の場所で石綿関連工場を経営していたいくつかの例もあった。

経営者とその家族も石綿被害の危険性にさらされていたことを述べたが、被害者層は彼らと一般労働者に

*3 ただし、使用量の大半は石綿スレートや耐火目的の吹き付け材料など建材関係である。

*4 石綿救済法は、労災補償の対象にされない非職業性の被害者・遺族、労災補償申請が時効の為にできなくなった被害者遺族の救済を図ることが目的である。しかし、労災補償と比較して給付の内容・水準が大きく劣っている。経済面はもちろん、対象となる疾病範囲が、石綿救済法は労災補償よりせまい。なお、石綿救済法の財源は国、地方公共団体、事業者（労災保険適用事業主・船舶所有者・特別事業主）から拠出されている。特別事業主とは石綿関連製品の製造と深く関連がある事業者3社であるが、事業者名は公開されていない。



限定できない。つまり、非職業性の被害が発生しているのである。

その代表例の一つは、一般労働者の中に生後間もない子どもを自分の目に届く石綿工場内において養育していたという例である。実際、幼少時に石綿工場内で育てられ、成人後も石綿関連作業に従事経験がないものの石綿関連疾患が発生している。そこには、時代的・地域的・経済的などの理由から社会福祉を満足に受けることができなかったという背景がある。また、石綿工場と借家が隣接していたところもあり、一般労働者の家族は親がその工場で働き続ける限り、親元を離れるまでリスクを負っていた。もう一つの例が石綿紡織工場周辺で農作業に従事して被害を受けたケースである。これらの被害者は労災補償も受けられず、現行の救済制度も対象疾病範囲でなければ何らの補償も下りない*5。現在までに認識できている被害状況の中ではこれらは特異な被害層として位置づけられる。あくまで「認識の範囲内」においてである。

②島根県隠岐島西ノ島町

研究計画の段階では島根県での調査を予定してはいなかったが、聞き取り調査によって隠岐島から「何人か」が泉南地域最大の従業員規模であった三好石綿工場*6に働きに来ていたことがわかった。

聞き取りをした隠岐島出身の元労働者の方と、2008年5月3日から7日にかけて隠岐島において元三好石綿工場の労働者と遺族の5人に聞き取り調査をした。就労の経緯や当時の作業内容や工場内の石綿粉じんの飛散状況などの聞き取りをするとともに、石綿関連

作業経験者あるいは石綿関連疾病のある者を対象に交付される石綿健康管理手帳*7の保有の有無を確認した*8。

指摘しておかなければならないのは、クボタショック以降に爆発的に石綿関連報道がされながら、これらの元労働者たちの中に石綿健康管理手帳の存在すら知らなかった方たちがいたこと。そして自身が石綿に暴露していたことを認識していながら、深刻な健康被害を告知される可能性がある不安から医師に相談すらしていなかった方もいた。また、家族との関係性の悪化を考慮して健康診断を受けない、亡くなった妻の死因が石綿に関係があることを確認する手続きをためらう方もいた。

さらに、2008年11月3日から6日にかけては大阪泉南アスベスト市民の会代表の袖岡一禎氏、大阪じん肺アスベスト弁護団所属の奥田慎吾弁護士、大阪泉南アスベスト国賠訴訟遺族原告1名、映画監督の原一男氏ほか2名の撮影班を加えて聞き取り調査を執行した。2008年9月に三菱マテリアル建材と大阪じん肺アスベスト弁護団で被害補償協定が結ばれて被害者・遺族への補償金の支払いがなされた。この協定は継続的に新たな被害者との補償交渉をし、比較的軽度な症状で補償金を受け取った被害者の健康状態が悪化した場合は追加補償をすることを取り決めた。これを契機に石綿関連疾患が認められた隠岐島在住の方々の被害補償手続きを第一目的とし、2回目の調査を執行した。

聞き取り調査対象者には、1回目の対象者の他に新たに元労働者1名を加えた。2回目の調査では、20年以上前に三好石綿で労働経験のある方が隠岐島に戻っ

*5 詳しい内容まで踏み込むことはできないが、がんの一種である中皮腫と肺がんのみが対象疾病である現行制度では広範な救済・補償はできない。農作業者の事例については原因企業の三菱マテリアル建材から補償があった。

*6 1919年から1977年まで泉南地域で操業した石綿紡織工場。撤退時は三菱マテリアル建材の子会社であった。

*7 半年に一度、指定の病院での検診を公的補助によって受けることができる。

*8 2名については保有していないことが確認できたので、申請書類をその場で作成して帰省途中に労働局において交付手続きをした。

た後に労災補償を受けていた事実があったことがわかった。すでに故人ではあるが、泉南地域において石綿関連作業をしていた者が20年以上も前に労災補償を受けていた事例は例外的ではないかと考えられる。これに関しても、被害の認識を20年以上も前に労災補償を受ける行為によってできたことが例外的であったということだけで、隠岐島出身の被害者が少なかったことを意味するわけではない。確認できただけでも約30名の隠岐島出身の方が三好石綿で働いていた。詳細に触れることはできないが、これら被害者たちにも親族関係と被害のつながりが目立つ。

まとめ

明治時代から石綿紡織産業が興っていた泉南地域。敗戦前の1941年には、国の末端機関によって泉南地域の石綿紡織作業者を対象とした健康被害調査が実施され、被害抑制のための対策を講じるように報告書が出されている。1950年代から数回にわたって同様の調査がされていた。また、この地域内の町医者が80年代から石綿健康被害に警鐘を鳴らし始め、ある経営者と健康被害の有無をめぐる言い争いをしたこともあったようだ。そのような歴史がありながら、この地域の石綿健康被害実態の社会的認識レベルが高まったのはクボタショック以降であったと言えよう。簡単に述べることはできないが、この原因はいくつかの要因が複雑に作用した結果であることは確かだろう。これを綿密に明らかにすることは一つの課題である。

被害者の補償については行政レベルにおける被害実態把握のための仕組みを充実させることである。まず、石綿関連作業経験者すべてに石綿健康管理手帳を交付する仕組みを整えるべきである*⁹。現行制度では自己申請が必要になっている。しかし、企業名簿などを基に調べれば大半のリスクを抱える元労働者たちの所有が可能となる。当然、その枠でカバーしきれない石綿関連労働経験者のための周知にもより力を入れるべきである。国は泉南地域において健康リスク調査をして

いるが、その対象者を自治体広報の募集によって決定した。非職業性の健康被害状況が一定程度はわかったものの、これでは十分な被害実態を把握するのに十分な調査とは言えない。「行政レベルだからこそできる」綿密な調査が必要である。

本来、助成期間を終えると同時にアスベスト問題に学問的に何らかの貢献ができるような成果を目に見え形にして出さなければならぬと考えていた。本研究は在学していた大学の卒業論文制作と連携させて取り組んできたこともあり、学問的な成果物としては本報告書の他に卒業論文がある。制作した卒業論文がアスベスト問題にどれだけ貢献できたかは私には判断しかねるが、冊子にして高木基金をはじめ、関係者の方々に配布した。形として表わせない成果としては、本研修を通じて訴訟の支援活動にも参加したことによって泉南をはじめ兵庫・尼崎や奈良・王寺のアスベスト被害者支援の市民団体・労働組合の関係者、アスベスト訴訟に取り組む日本各地の弁護士など、多くの方々との人脈形成ができたことだ。もちろん日本各地のアスベスト被害者の方々もその中に含まれる。今後、どのような立場でアスベスト問題に取り組むにしろ、研修を通じて形成できた人脈を大いに生かしたい。

助成申請時に在籍していた京都精華大学卒業後は、研究・支援活動の経験を生かす為に大阪の労働組合で労災職業病担当として働いている。また、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟の支援団体の事務局を兼務している。11月からは国とクボタを被告にした裁判の支援団体の事務局にも加入する予定となっている。訴訟支援の事務局活動では行政対策やマスク対策にも取り組み、社会問題として多くの市民の方々の理解を得ることを念頭に置いている。研修助成を通じてできている現在の活動を生かし、将来的には市民運動をマスクや政治・行政を使ってどのように発展させていけるかを考えたい。政治・行政の問題については大学院に進学して学問的に学び、市民科学という分野に政治・行政学の視点から貢献したいと考えている。

*⁹ 受給者は半年に一回、都道府県ごとに指定された医療機関でレントゲン・CT検査を無料で受けることができる。しかし、受給には一定の就労期間があったこと、あるいは一定の石綿被害症状が認められることなどの条件がある。石綿は発がんリスクの規定値がないだけに受給条件を緩和すべきと考える。